

医 第 1 9 2 1 号

令和5年12月15日

関係医療機関 管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長

(公印省略)

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の公募について（依頼）

日頃より本県の医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成31年3月26日付医政総発0326第3号・観参第800号により、厚生労働省及び観光庁より「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」（以下、「外国人受入医療機関」）の選出について依頼があり、県では、令和元年5月29日付医第554号により県内の医療機関へ公募を実施しております。

この度、外国人患者を受け入れることが可能である医療機関に対し、再度公募を実施することとしましたので、下記の選出要件を満たすとともに、外国人患者の受入に積極的に御協力いただける医療機関においては、令和6年2月16日（金）までに必要書類を作成のうえ、提出くださるようお願いいたします。

なお、今回の公募については、現在、「外国人受入医療機関」として「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」に掲載されていない医療機関が対象となります。

また、国が実施している「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」については、「外国人受入医療機関」への登録が必須となることを申し添えます。

記

1. 「外国人受入医療機関」の選出要件

(1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

次の①から③の要件をすべて満たす医療機関

- ①二次以上の救急医療機関であること。（救急告示医療機関であること）
- ②医療機能情報報告の外国語対応に関して、「対応可能」と報告していること。
- ③医療機能情報報告の外国語対応に関して、2カ国語以上の多言語での対応が可能と報告していること。

(2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）

次の①・②の要件をすべて満たす医療機関

- ①医療機能情報報告の外国語対応に関して、「対応可能」と報告していること。
- ②医療機能情報報告の外国語対応に関して、2カ国語以上の多言語での対応が可能

と報告していること。

2. 選出要件における医療機能情報報告の外国語対応に関する報告について

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療機能情報提供制度において、医療機関は医療に関する情報を年1回以上必ず都道府県知事に報告することが義務付けられており、千葉県では報告があった情報を千葉県医療情報提供システム「ちば医療なび」で公表しております。

医療機能情報報告には外国語対応に関する報告も含まれておりますが、本選出要件における外国語対応レベル等の考え方は以下のとおりです。

●「対応可能」

当該言語でのコミュニケーションが可能な医療従事者・職員若しくは（医療）通訳者がいる、又は電話・映像通訳者若しくはタブレット等の多言語ツールを活用することにより、当該言語での対応が必要な患者の受入れが可能であること。

医療機能情報報告において、1カ国語は会話レベルが01母国語並み若しくは02日常会話を選択しており、その他1カ国語以上は01母国語並み、02日常会話、04コミュニケーションツールのいずれかを選択していること。

●「2カ国語以上の多言語での対応が可能」

言語の種類は実情にあわせて設定し、2カ国語以上の多言語対応が可能であること。

3. 提出書類等

(1) 様式1「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」申請書

(2) 様式2「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」医療機関情報報告書

※提出様式は、「千葉県健康福祉部医療整備課のホームページ」に掲載しますので、御活用ください。（以下URL参照）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/taiseiseibi/gaikokujinn/gaikokujinn.html>

4. 提出期限及び提出先

提出期限 令和6年2月16日（金）

提出先 〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部 医療整備課 医療体制整備室

e-mail : ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp

5. 留意事項

申請された場合、厚生労働省、観光庁及び千葉県が公表している「外国人を受入れる医療機関情報を取りまとめたリスト」に記載されるため、外国人患者が一定数増加することが想定されますので、予め御了承ください。

問い合わせ先

千葉県健康福祉部医療整備課

医療体制整備室 山本

電話：043-223-3886

e-mail : ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp

(参考)「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の概要

(1) 経緯

厚生労働省は、訪日外国人旅行者及び在留外国人が増加する中、外国人患者が安心して医療機関を受診できる体制の整備を進めることとしており、患者や医療機関等の利便性や、行政サービスの向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、公表することとしています。

これを受け、今般、各都道府県に対して「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を依頼するに至ったものです。

(2) 千葉県における選出方法について

千葉県では、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を「外国人患者の受入が可能であり、かつ、外国人患者を積極的に受け入れることを公表する医療機関」とし、令和5年12月15日付け医第1921号の依頼通知の選出要件に基づき選出します。

なお、選出にあたっては医療機関からの公募によるものと致します。

公募申請をいただいた医療機関のうち、選出要件を満たす機関を「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」(以下「医療機関リスト」)として取りまとめ、厚生労働省に報告いたします。

(3) 選出された医療機関情報の取扱い

選出された医療機関情報については、厚生労働省、観光庁(日本政府観光局(JNTO))及び千葉県が公表している「医療機関リスト」に記載させていただきます。

当該リストについては、例年6月及び12月頃に厚生労働省から照会がかかりますので、リストに記載する前は、記載する内容について照会をさせていただきます。